

京都市告示第241号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

令和元年7月12日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
大聖寺	京都市上京区烏丸通上立売下る御所八幡町109番1
宝鏡寺	京都市上京区寺之内通堀川東入百々町547番1
今宮神社	京都市北区紫野今宮町21番, 北区紫野西野町33番地先
小林練染工場	京都市上京区笹屋町通浄福寺西入笹屋町二丁目564番, 565番
飯田邸	京都市中京区麩屋町通四条上る栴屋町524番
津田邸	京都市伏見区中油掛町95番1, 97番

(都市計画局都市景観部景観政策課)